

平成17年第3回県教育委員会会議
教 育 長 報 告

1 報告事項

『万人すりていクリーン・グリーン・グレイッシュ（CGG）運動』の取り組み状況について
～ であい ふれあい ひびきあい ～

2 事業の説明

(1) 概要

平成16年12月19日（日）〔12月第3日曜 家庭の日〕に、各市町村各字（自治会）で社会教育団体と学校教育関係機関・団体等が中心となり、すべての地域住民が参加するクリーン活動とプラスONE活動を行い、大人が子どもと関わる活動をとおして、「地域の子は地域で育てる」という気運の醸成を図った。

(2) 事業内容

各市町村実行委員会などを中心に、各字単位で、地域に応じたクリーン活動とプラスONE活動を実施した。（別紙資料参照）

(3) 実施状況

県内52市町村それぞれで地域に応じた運動が展開され、県全体で約42,000人（市町村からの報告に基づく。）が参加した。

なお当日は、那覇市立開南小学校で県庁近隣の小中高校11校の児童生徒並びにその保護者や那覇市在住の社会教育関係者約1,000名の参加のもと、県実行委員会主催の開会セレモニーを行った。その後5コースにわかれ、クリーン活動及びプラスONE活動を行った。

3 運動実施後の効果

- ①多くの県民が参加することの喜びと、良さを体感した。
- ②「地域の子は地域で育てる」との意識の醸成、地域の教育力の活性化を図ることができた。
- ③社会教育関係団体の横の連携の強化を図ることができた。
- ④市町村における社会教育関係者と学校教育関係者との連携の強化を図ることができた。
- ⑤学校や市町村教育委員会の積極的な取り組みにより、多くの中高生がこの運動に参加した。（中体連・高体連・高野連では、この運動に参加するよう部活動の全生徒に呼びかけを行った。）

4 次年度の計画

平成17年度についてもこの運動を実施することとしている。毎月第3日曜の「家庭の日」の総括として、平成17年12月18日（日）に全県一斉に実施する予定である。

参考：	実施要項	… P 2
	行動計画表	… P 4
	実行委員会名簿	… P 5
	ポスター	… P 6
	新聞報道	… P 7
	各市町村取り組み状況	… P 8
	参加者の声等	… P 9

- ^{うまんちゅ}万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス (CGG) 運動実施要項 -

～ であい ふれあい ひびきあい ～

1 趣 旨

青少年が夢や希望を持ち、心身とも健やかに成長することは県民の願いである。
 その願いを実現していくためには、すべての大人が子どもと関わり、「地域の子は地域で育てる。」との共通認識のもと、具体的な活動を展開することが極めて大切である。
 そのため、各地域で社会教育関係団体、学校教育関係機関・団体等が中心となり、すべての地域住民が参加するクリーン活動プラスONEの「^{うまんちゅ}万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス (CGG) 運動 ～であい ふれあい ひびきあい～」を展開する。

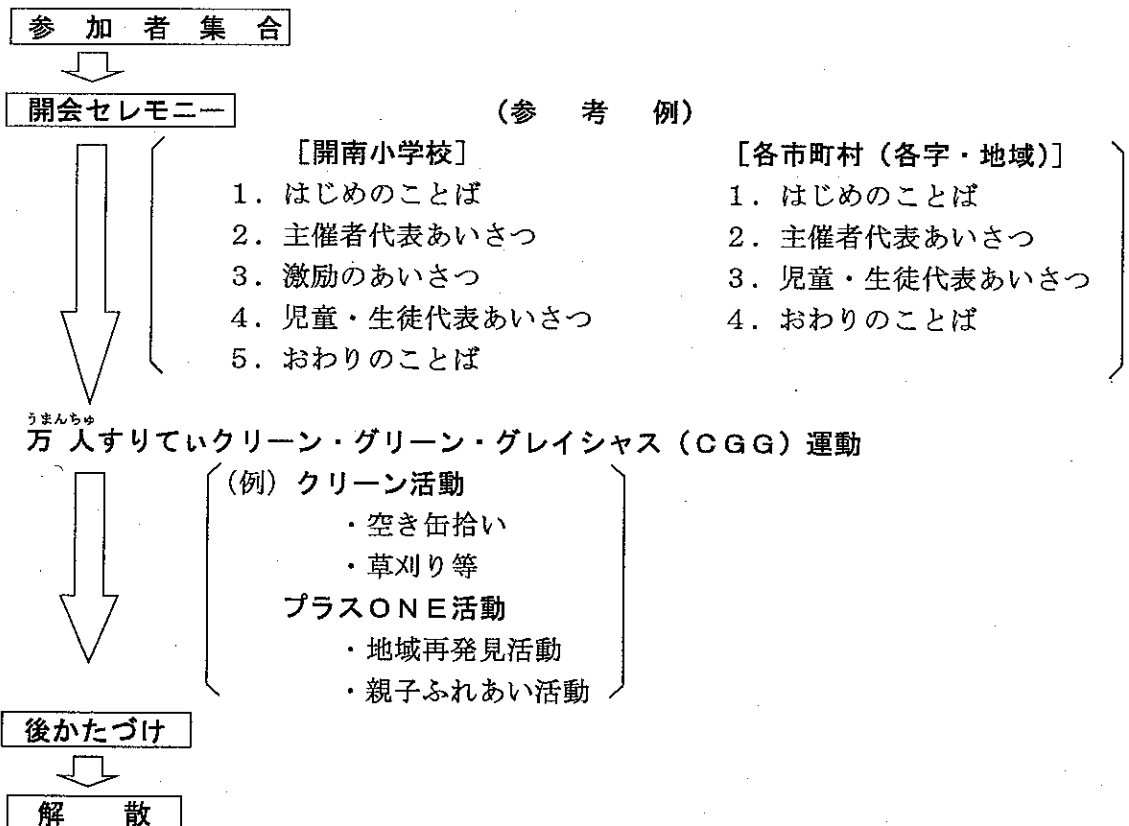
2 日 時 平成16年12月19日(日) 【12月の第3日曜 家庭の日】

3 場 所 ○各市町村(市町村実行委員会で協議し、場所・時間等を決め実施する。)

4 参加者 地域住民(子どもから大人)、その他趣旨に賛同する者(来県者、観光客等)
 [青年会、婦人会、老人会、PTA等大人は、児童・生徒と一緒に活動(ふれあい)]

5 内 容 ○クリーン活動(どの地域でも実施する。)
 ○プラスONE(地域の実情等に応じた活動を実施する。)
 ※市町村実行委員会で企画・運営する。

6 日 程



7 主 催

「^{うまんちゅ}万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」
沖縄県実行委員会 （別紙）

8 共 催

沖縄県教育委員会、沖縄県、沖縄県警察本部、各市町村教育委員会、（社）沖縄県社会福祉協議会

9 後 援

（財）沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県市長会、沖縄県町村会、
沖縄県市議会議長会、沖縄県町村議会議長会、
第46回米州開発銀行（IDB）年次総会沖縄実行委員会、（財）沖縄県老人クラブ連合会、
沖縄県民生委員児童委員協議会、沖縄県少年補導員会連絡協議会、
（社）沖縄県経営者協会、沖縄県中小企業家同友会、
那覇商工会議所、沖縄商工会議所、沖縄宮古商工会議所、浦添商工会議所、沖縄県商工会連合会、
緑化推進委員会、J A沖縄中央会、国際ロータリー第2580地区沖縄分区
（社）日本青年会議所沖縄地区協議会、那覇市自治会長連絡協議会、浦添市自治会長会

10 協 賛

琉球放送株式会社、沖縄テレビ放送株式会社、琉球朝日放送株式会社、NHK沖縄放送局、
株式会社ラジオ沖縄、株式会社エフエム沖縄、
株式会社琉球新報社、株式会社沖縄タイムス社、株式会社宮古毎日新聞社、
宮古新報株式会社、株式会社八重山毎日新聞社、株式会社八重山日報社

11 主 管

社会教育関係団体等連絡会 事務局：県教育庁生涯学習振興課内 担当：長浜・棚田

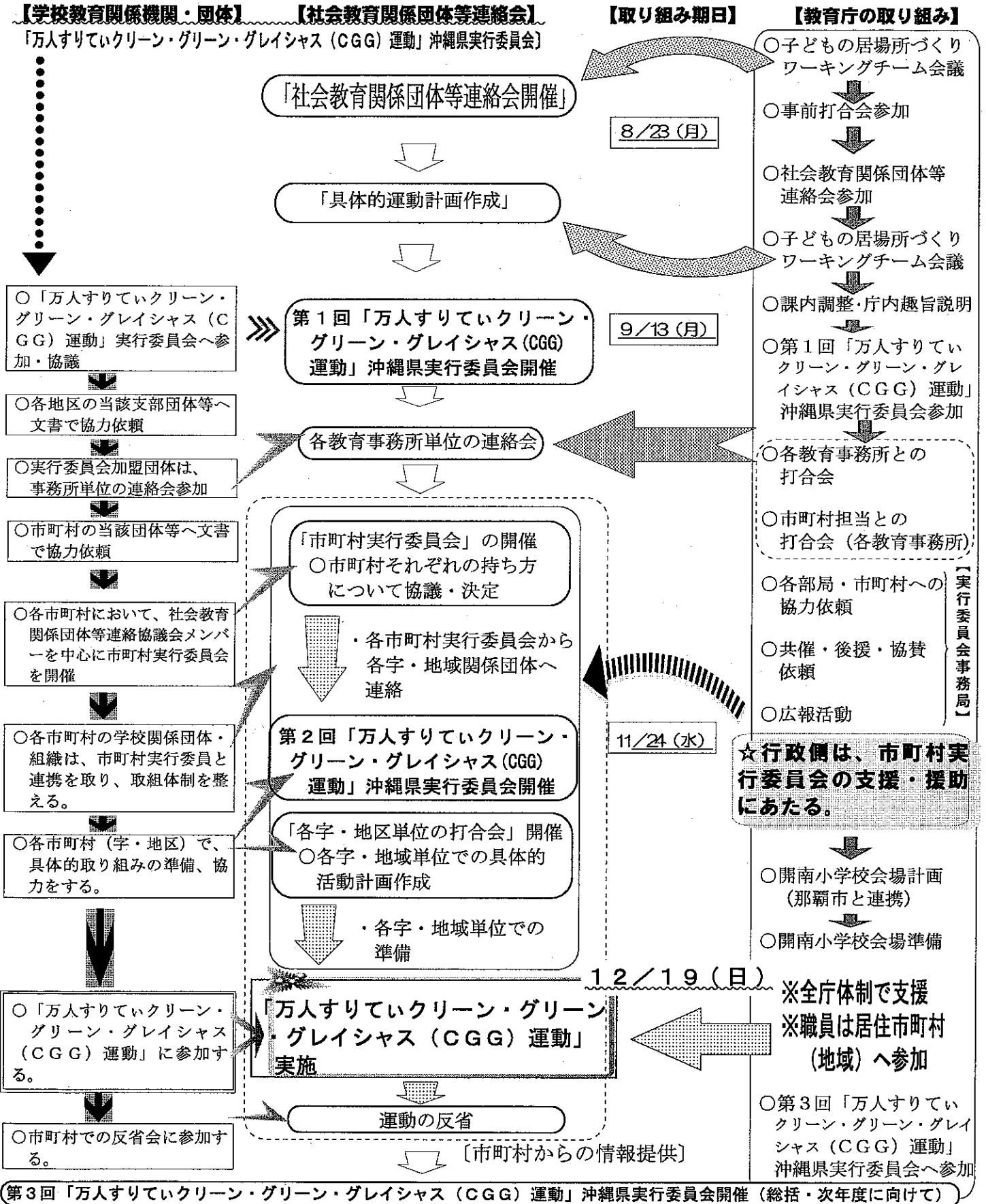
12 実施方法

別紙行動計画表に従い、各市町村単位で各々実行委員会を作り、各字・地区単位で実施する。

「万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス (CGG) 運動」 行動計画表

【取り組み事項】

— 平成16年12月19日(日) 第3日曜日「家庭の日」 —
県内各地域で一斉にクリーン活動プラスONEを実施する。



(別紙)「万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動」沖縄県実行委員会名簿

団体名	代表者	〒番号	住所	TEL
(社) 沖縄県子ども会育成連絡協議会	玉寄 哲永	900-0029	那覇市旭町1 (南部合同庁舎9階)	098-941-4766
沖縄県青年団協議会	伊敷 猛	900-0033	〃 久米2丁目15-23	098-868-1756
(社) 沖縄県PTA連合会	田畑 静夫	900-0002	〃 曙町2-26-7	098-867-3582
沖縄県高等学校PTA連合会	西銘 生弘	900-0026	〃 奥武山町44-1 (奥武山プール2階)	098-857-6420
(財) 日本ボーイスカウト沖縄県連盟	名幸 俊海	900-0026	〃 奥武山町51-2 (体協会館内)	098-858-1451
(社) ガールスカウト日本連盟沖縄県支部	渡名喜よし子	902-0062	〃 松川2-2-16	098-832-8780
(社) 沖縄県婦人連合会	小渡 ハル子	902-0066	〃 大道172	098-884-5333
沖縄県公民館連絡協議会	仲田美加子	900-8571	〃 泉崎1-2-2 (生涯学習振興課内)	098-866-2746
(財) 沖縄県青年会館	外間 喜明	900-0033	〃 久米2丁目15-23	098-864-1780
沖縄県ユネスコ協会	源河 徳博	900-8571	〃 泉崎1-2-2 (生涯学習振興課内)	098-866-2746
沖縄県社会教育委員連絡協議会	蔵根 芳雄	900-8571	〃 泉崎1-2-2 (生涯学習振興課内)	098-866-2746
沖縄県社会教育指導員連絡協議会	比嘉 三恵	905-1204	東村字平良804	0980-43-2130
(社) 沖縄県青少年育成県民会議	羽地 和枝	900-0029	那覇市旭町1	098-861-3463
沖縄県小学校長会	外間 香善	900-0026	〃 奥武山町51-2 (体協会館内)	098-858-1294
沖縄県中学校長会	長崎 光義	900-0026	〃 奥武山町51-2 (体協会館内)	098-858-1294
沖縄県高等学校長協会	仲村 守和	900-0026	〃 奥武山町44 (奥武山プール2階)	098-857-6420
沖縄県特殊教育諸学校長会	仲松 忠	901-2104	浦添市字当山750 (鏡が丘養護学校内)	098-877-4940
沖縄県高等学校体育連盟	神谷 育雄	900-0026	那覇市奥武山町44 (奥武山プール2階)	098-858-4835
沖縄県中学校体育連盟	宮城 松隆	900-0026	〃 奥武山町44 (奥武山プール2階)	098-858-1276
沖縄県養護学校体育連盟	仲間 博史	904-2153	沖縄市美里4-18-1 (美崎養護学校内)	098-938-1037
沖縄県高等学校野球連盟	宮城 明	901-0411	東風平町字友寄850 (南部商業高校内)	098-998-2401
沖縄県高等学校文化連盟	中村 一男	901-0203	豊見城村字長堂182 (南部農林高校内)	098-856-9221
沖縄県中学校文化連盟	照屋 寛八	901-2134	浦添市港川1-1-1 (港川中学校内)	098-874-5467
(財) 沖縄県体育協会	稲嶺 恵一	900-0026	那覇市奥武山町51-2 (体協会館内)	098-857-0017
沖縄県スポーツ少年団	国吉 真介	900-0026	〃 奥武山町51-2 (体協会館内)	098-857-0017
沖縄県体育指導委員協議会	赤嶺 朝栄	900-8541	〃 泉崎1-2-2 (保健体育課内)	098-866-2726

地域の子は地域で育てましょう！

うまんちゅ

万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動



みんなとふれあい、

いい汗流してみませんか！

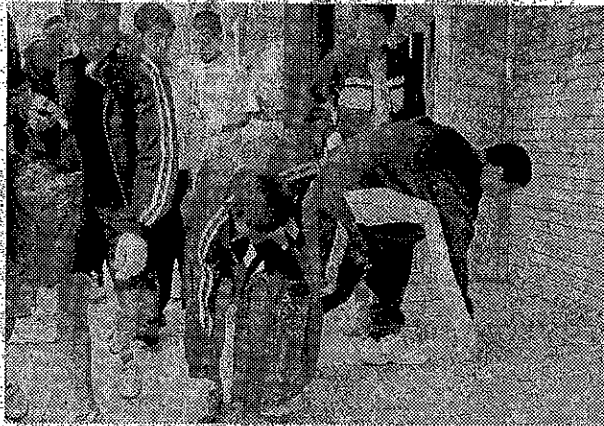
- | | | |
|---|----|-------------------------------|
| 1 | 日時 | 平成16年12月19日(日)
(第3日曜 家庭の日) |
| 2 | 場所 | 各字(各地域) |
| 3 | 内容 | クリーン活動・プラスONE |

大人が変われば子どもも変わる！！

主催：万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動沖縄県実行委員会

(記事)

地域ぐるみでゴミ拾い 県内各地でCCGG運動



「方入すりていクリン・クリン・クリン・クレイ」日、県内の多くの市町村「同運動実」で行われた。

「方入すりていクリン・クリン・クリン・クレイ」運動でゴミを拾った参加者。19日、那覇市久盛地。

那覇市の開南小学校は、同校周辺の小中高の児童生徒とその親、教育団体など約八百人が集まり、五つのコースに分かれて、県庁周辺や国際通などを清掃した。嘉数昇明副知事と山内彰良教育長も参加した。

ごみを拾い、さわやかな汗を流していた。主催者の県子ども会育成連絡協議会の玉寄哲永会長は「善い事は、子どもたちが安心して生活し、親近感を持てる社会の第一歩にしたい。来年以降もこの取り組みを続けたい」と話した。浦添市に住む長田隆子さん(58)は「親子の対話、地域の人のコミュニケーションがとれるいい企画だと思う。ごみを拾うことも大事だが、ごみを捨てない教育も大切だ」と話した。

万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス運動結果報告

(平成17年 2月集計)

市町村名	クリーン活動				プラスONE活動					
	期 日	参加人数			主な活動 (例)空き缶拾い、草刈り等	期 日	参加人数			主な活動 (例)フットサル、自然観察等
		児童・生徒	大人	合計			児童・生徒	大人	合計	
1 国頭村	12月19日	150	100	250	草刈り、空き缶拾い等	12月19日	50	10	60	紙芝居の読み聞かせ等
2 大川味村	12月19日	110	874	984	海岸清掃、空き缶拾い等	12月21日	140	120	260	親子手作りおもちゃ講座
3 栗村	12月19日	200	500	700	空き缶拾い、花の植え付け等	12月19日	200	500	700	ゴルフ大会等
4 今帰仁村	12月19日	500	400	900	草刈り、空き缶拾い等	12月19日	500	400	900	クリスマス会、ナイトウォークラリー等
5 本部町	12月12日	954	1093	2047	草刈り、道路沿いの清掃等				0	
6 名護市	12月11~12日	35	250	285	道路沿いの清掃				0	
7 宜野座村	12月11~12日 18日~19日	322	115	437	空き缶拾い、海岸清掃	12月11~12日 18日~19日	322	115	437	クリスマス会、ケーキ作り
8 金武町	10月17日 8:00~11:00	50	700	750	庁内一円秋の清掃				0	
9 伊江村	5月30日	600	1500	2100	村内一斉清掃	12月19日	50	100	150	餅つき大会、交流会
10 伊平屋村	12月25日	60	22	82	ゴミ拾い、海岸清掃等	12月25日	86	44	130	クリスマス会
11 伊是名村	12月23日	61	180	241	集会所、公園の清掃	12月23日	46	20	66	クリスマス会
12 恩納村	12月19日	270	407	677	各自治会毎に清掃活動	12月19日	80	100	180	ゴルフ大会、チャリティイベント、クリスマス会
13 石川市	11月28日、12月12・14・19日	120	293	413	空き缶、ゴミ拾い				0	
14 与那城村	12月19日	259	404	663	ゴミ、空き缶拾い、農道の草刈り	12月15日	15	20	35	パソコンを借りての年賀状づくり
15 勝連町	12月 4・11・18日	98	268	366	区内清掃(ゴミ拾い、草刈り等)				0	
16 具志川市	12月5日	150	700	850	天羅川沿いの草刈りやゴミ拾い (天羅川一川にあわせて実施)	12月5日	30	40	70	ライフセイビング、野鳥観察、ふるさと商い市
17 読谷村	11月28日~ 12月26日	646	2114	2760	区内、公園、海岸等の清掃	11月28日~ 12月26日	150	570	720	昼食を兼ねた交流会、ゴルフ大会、ソフトボール大会、植樹
18 嘉手納町	12月19日	210	350	560	区内清掃、通り沿いの空き缶・ゴミ拾い 自治会地域の道路・空き地等の空き缶・ 空き缶の回収(クリーンデーin沖縄市に 併せ)	12月19日	90	100	190	苗木のプランターへの植え付け
19 沖繩市	11月14日			1484					0	
20 北谷町	12月19日	40	60	100	自治会区内を清掃	12月19日	8	10	18	スカットボール大会
21 宜野湾市	12月19日	324	862	1186	雑草取り、木の剪定、空き缶・空き缶拾 い、区内の清掃、草刈り				0	
22 北中城村	12月19日	98	860	958	草刈りや空き缶、ゴミ拾い 苗の植え付け				0	
23 中城村	12月19日	361	522	883	空き缶、ペットボトル等の回収 広場・海岸の清掃 美化作業	12月19日	241	172	413	ドッジボール フットベースボール クリスマスパーティー
24 西原町	11月21日 12月19日	299	613	912	ポイ捨てのゴミ拾い(空き缶・ペットボ トル、紙くず等)	12月19日	137	137	274	ゴルフ大会 パークゴルフ 花植え レクリエーション
25 浦添市	12月19日 9:00~11:00	1439	2775	4214	ゴミ拾い、除草作業、樹木の剪定、植栽 作業、空き缶拾い、トンネルの落書き消 し等	12月19日 時間は異なる	525	535	1060	レクリエーション交流 餅つき大会 参加 者との交流会 ゴルフ大会等
26 那覇市	12月12~19日 7:00~11:00	170	240	410	公園や学校周辺の清掃	12月12~19日 10:00~12:00	140	140	280	苗木の配布と植栽活動 ふれあいゴルフ大会
27 久米島町	12月26日 8:30~12:00	380	820	1200	児童・生徒は空き缶拾い 大人は草刈り、側溝等の清掃				0	
28 南大東村	12月18日 8:00~12:00	200	800	1000	空き缶拾い、ゴミ拾い、草刈り、海岸清掃	12月18日 14:00~17:00	200	300	500	ゴルフ大会、親子バレー、 クリスマスパーティー
29 北大東村	12月19日 13:00~15:00	100	100	200	空き缶拾い、花壇整備、花植え	12月19日 15:30~18:00	100	50	150	ドッジボール、ゴルフ大会、バレー、 卓球、屋内レクリエーション、プレゼント交換 等
30 豊見城市	12月19日 8:30~10:00	251	918	1169	清掃作業(空き缶回収、その他)	12月19日 10:00~12:00	251	918	1169	苗の植え付け作業等各自治会で実施
31 糸島市	12月19日 9:00~10:00	346	562	908	集会所内のゴミ、空き缶拾い、草刈り	12月19日 10:00~12:00	195	161	356	親子ゲーム、ゴルフ大会、 音遊び
32 東風平町	12月19日他	52	121	173	清掃活動(各自治会で対応)	12月12日	289	68	357	子どもまつり
33 具志頭村	10月21日 13:00~17:00	1135	140	1275	村内清掃				0	
34 玉城村	12月19日 9:00~12:00	90	165	255	地区の清掃、草刈り、缶・缶拾い	12月19日 15:00~17:00	60	25	85	クリスマスパーティー 民具づくり 祭り聞かせ
35 知念村	12月19日 8:30~12:00	210	1308	1518	草刈り作業、空き缶拾い、 施設(公民館)の清掃	12月19日 13:00~15:00	210	1308	1518	ゴルフ大会 カラオケ大会
36 佐敷町	12月19日 8:30~12:00	140	750	890	自治会指定場所の清掃作業	12月19日 14:00~17:00	30	30	60	クリスマスパーティー
37 与那原町	12月19日・23日 8:30~12:00	120	492	612	町内各自治会周辺の草刈り、空き缶拾い	12月19日 14:00~16:00	30	60	90	区内の歴史や昔の風景などを地域の大人 から話を聞く。
38 大里村	12月14日 10:00~12:30	0	50	50	大里公園周辺の清掃と草刈り	12月19日 10:00~12:30	150	150	300	健康ウォークラリー
39 南風原町	12月12日 8:30~12:00	10	130	140	本町公園前高速道路側道の草刈り、空き 缶拾い等				0	
40 読谷郡	12月17・19日	63	48	111	村内清掃、海岸清掃、独居老人世帯清掃	12月19日 10:00~12:30	60	130	190	読谷講演会
41 座間味村	12月25日 16:00~18:00	79	101	180	公共施設周辺の清掃、海岸の清掃	12月25日 15:00~16:00	20	12	32	茶花の植え付け
42 粟国村	12月23日 9:00~12:00	42	162	204	草刈り、木の伐採、空き缶、ビン拾い	12月23日 14:00~16:00	136	60	196	子どもクリスマス会・ゲーム交流会
43 読名喜村	12月19日 13:30~16:00	26	47	73	港周辺のゴミ、空き缶拾い	1月15日 13:30~16:00	10	32	42	ゴルフ大会
44 平良市	10月11日 9:00~12:00			2000	ゴミ拾い	12月11日 10:00~15:00	40	20	60	史跡巡り
45 城辺町	12月19日 9:00~9:50	340	330	670	空き缶やゴミ拾い	12月19日 10:00~12:00	33	18	51	ソフトバレーボール
46 下地町	12月12日 10:30~12:00	101	40	141	公園内また周辺道路の空き缶拾い	12月12日 9:00~10:30	101	40	141	下地町トリマラソン・親子の節
47 上野村	12月10日 13:30~	20	100	120	ゴミ拾い				0	
48 伊良部町	12月18日 8:30~12:00	130	20	150	清掃活動				0	
49 多良間村	12月19日 8:00~9:00	15	25	40	空き缶拾い	12月19日 9:00~11:00	15	25	40	親子ゴルフ
50 石垣市	12月19日 10:00~12:30	20	2	22	清掃活動				0	
51 竹富町	12月19日・23日 時間は予定異なる	85	178	263	海岸清掃、空き缶拾い	12月15・18・ 22・24・25日	95	74	169	クリスマス会、夕食会、 イルミネーション点灯式
52 与那国町	11月13日 14:00~17:00	30	10	40	与那国島一周マラソン大会に向けて 空き缶拾い、草刈り	12月19日 14:00~17:00	15	30	45	廃油を利用した石けんづくり
実行委員会 せしモニー	12月19日 9:00~11:00	795	205	1000	5コースに分かれて周辺道路等の清掃	12月19日 11:00~12:00	246	138	384	クリスマス大会、草花の植え付け、 地域の方言話
県立学校独自	12月19・24・27日	2652	206	2858	学校内外、周辺の清掃、自分の地域の清掃				0	
合計		14958	24032	42474		合計	4850	6644	11494	

「万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス運動」参加者の声（例）

〔児童・生徒の声〕

- 「ゴミをいっぱい拾った。道路がきれいになって自分も気持ちよくなった。」
- 「空き缶やゴミがいっぱい落ちていた。短い時間に沢山ゴミを拾うことができきれいにすることができた。」
- 「空き缶拾いは大変だったけど楽しかった。」
- 「汚いと感じていた場所がきれいになってよかった。」
- 「ゴミのポイ捨てはよくないと思います。」
- 「今後自分自身もポイ捨てをしないように注意していきたい。」
- 「大人と子どもと一緒にゴミを拾い、ソフトバレーボールができてよかった。」
- 「道等がきれいになり、心もきれいになったような気分。」
- 「地域の人と一緒に地域をきれいにできたことがうれしい。」
- 「お父さんやお母さんと一緒に一日過ごせて楽しかった。」
- 「大人の人たちに話しかけられて最初はびっくりしたけど、一緒に楽しく作業できた。」
- 「人の役に立ってよかった。」
- 「地域の人々から『ご苦労さん』と声をかけられてうれしかった。」
- 「これからも参加したい。」

〔保護者・大人の声〕

- 「子どもたちと一緒に空き缶やゴミ拾いをしながらいろいろな話が聞けてよかった。各学校の児童・生徒の交流ができてよかった。」
- 「子どもたちと遊ぶ機会が無く、よい企画だったと思う。」
- 「最近、子どもたちの顔がわからなくなってしまっていた。これを機会にもっと子どもたちと接していきたい。」
- 「子どもたちとのふれあいはとてもよかった。」
- 「地域を清掃することの大切さを親子で体験できた。」
- 「PTAだけでなく地域の人とふれあいできた。」
- 「日頃、交流を持つ機会のない中・高校生（青少年）との交流ができてよかった。」
- 「こんなに多くの住民が参加したのに驚いた。みんなと一緒に汗を流すことができ気持ちがいい。」
- 「子どもとともに活動することによって新たな発見があり、有意義な時間を過ごすことができた。」
- 「区内の地域環境について学び、地域の大人とのふれあいを体験できた。」
- 「村民に『家庭の日』の意義を伝達できた。今年度の清掃が初回ということもあり、『年に何回かやろう！』という意識が芽生えた。」
- 「生徒や地域の人とともにクリーン活動ができてよかった。希薄になってきている対人関係がある中、こういった大人と子どもがふれあい、ともに同じ時間を過ごすことは大変いい機会になった。」
- 「大量のゴミを回収し、生徒たちもゴミのポイ捨てや分別、日常生活におけるマナーの大切さを再認識していた。」
- 「ボランティア活動に対しての理解も深まっていたのでよかった。」

【市町村の様子（知念村）】

実施日時	平成16年12月19日（日） 8:30～12:00:クリーン活動 13:00～15:00プラスONE		
活動内容	クリーン活動	: 草刈り作業、空き缶拾い、施設（公民館の清掃）	
	プラスONE活動	: グランドゴルフ、カラオケ大会	
参加人数	クリーン活動	児童・生徒 210名 大人 1,308名	計1,518名
	プラスONE活動	児童・生徒 210名 大人 1,308名	計1,518名



公民館の前に集合です



友達と力を合わせて清掃活動



公園もこんなにきれいになりました



空き缶、いっぱい集めました



がんばった後、おいしくいただきました



お父さん、こう打つんだよ

【県実行委員会主催セレモニーの様子】



約1,000名の小中高生が集まりました



これから5コースに分かれての活動です



嘉数副知事も一生懸命です



山内教育長も生徒とともに活動して下さいました



お父さんと一緒に活動です



友達と協力してがんばっています



クリーン活動が終わってからのプラスONE活動の様子です



議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の 承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年2月16日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「平成17年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「平成17年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)」に対する意見

議案「平成17年度沖縄県一般会計予算」及び議案「平成16年度沖縄県一般会計補正予算(第3号)」の教育委員会所管の予算については、異議ありません。

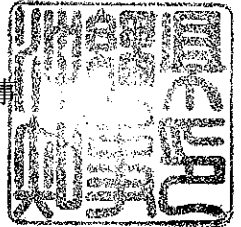
議案「平成17年度沖縄県一般会計予算」の教育委員会所管予算については、県の厳しい財政状況の下で、①学力向上グレードアップ事業、②博物館新館資料収集事業、③養護学校における医療的ケア体制整備事業、④全国高校総合体育大会誘致・開催事業、⑤就職活動支援事業、⑥博物館新館・美術館建設事業、⑦レッツ・トライ・イングリッシュ推進事業及び⑧教育用コンピュータ整備事業等が予算措置されるほか、教育予算の所要額が確保されるものと考えております。

なお、学力向上グレードアップ事業及び全国高校総合体育大会誘致・開催事業については、その確保にご配慮をいただいたところですが、学校教育の充実に不可欠な経費であり、今後も引き続き拡充をお願いいたします。

県教育委員会といたしましては、国際化、情報化、少子・高齢化、科学技術の進展など社会の変化が著しい中、教育改革に対応するため、教育予算の確保は本県教育の最重要課題であると考えております。今後とも、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「平成17年度沖縄県一般会計予算」及び「平成16年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」について貴委員会の意見を求めます。



平成17年度教育委員会所管の予算状況

【平成17年度当初予算性質別内訳】

(単位:千円、%)

性質区分	平成16年度 当初予算額 (A)	平成17年度 当初予算額 (B)	比較増減額 (C)=(B)-(A)	伸率 (C)/(A)
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	152,300,051	153,346,468	1,046,417	0.7
義務的経費	135,253,916	133,181,302	△2,072,614	△1.5
人件費	134,728,224	132,930,041	△1,798,183	△1.3
扶助費	240,756	251,261	10,505	4.4
公債費	284,936	0	△284,936	皆減
投資的経費	8,008,857	11,591,138	3,582,281	44.7
普通建設事業	7,842,777	11,400,390	3,557,613	45.4
補助事業	4,704,842	5,353,096	648,254	13.8
単独事業	3,137,935	6,047,294	2,909,359	92.7
災害復旧事業	66,374	66,374	0	0.0
補助事業	66,374	66,374	0	0.0
受託事業	99,706	124,374	24,668	24.7
その他	9,037,278	8,574,028	△463,250	△5.1
物件費	7,680,867	6,982,577	△698,290	△9.1
維持補修費	275,840	300,609	24,769	9.0
補助費等	910,048	1,171,351	261,303	28.7
繰出金	0	30,000	30,000	皆増
貸付金	170,523	89,491	△81,032	△47.5

平成17年度教育委員会所管の予算状況

【平成16年度当初予算目的別内訳】

(単位:千円、%)

区分		平成16年度 当初予算額	平成17年度 当初予算額	差額	構成比		
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	計	152,300,051	153,346,468	1,046,417	100.0%		
	国庫	37,328,107	32,686,675	△4,641,432			
	県債	2,837,000	5,242,000	2,405,000			
	特財	8,413,531	8,715,480	301,949			
	一財	103,721,413	106,702,313	2,980,900			
(款)教育費	計	151,948,741	153,280,094	1,331,353	100.0%		
	国庫	36,993,857	32,637,361	△4,356,496			
	県債	2,825,000	5,230,000	2,405,000			
	特財	8,413,531	8,715,480	301,949			
	一財	103,716,353	106,697,253	2,980,900			
	(項)教育総務費	計	6,620,243	6,303,510		△316,733	4.1%
		国庫	232,997	427,279		194,282	
		県債	0	0		0	
		特財	1,188,392	837,680		△350,712	
		一財	5,198,854	5,038,551		△160,303	
	(項)小学校費	計	48,202,697	48,105,684		△97,013	31.4%
		国庫	18,570,796	15,731,983		△2,838,813	
		県債	0	0		0	
		特財	420,000	450,000		30,000	
		一財	29,211,901	31,923,701		2,711,800	
	(項)中学校費	計	30,839,257	30,088,001		△751,256	19.6%
		国庫	11,949,912	9,956,099		△1,993,813	
		県債	0	0		0	
		特財	250,000	220,000		△30,000	
		一財	18,639,345	19,911,902		1,272,557	
	(項)高等学校費	計	50,330,857	48,967,936		△1,362,921	31.9%
		国庫	3,078,036	3,364,027		285,991	
		県債	2,149,000	1,972,000		△177,000	
		特財	5,943,827	5,688,952		△254,875	
		一財	39,159,994	37,942,957		△1,217,037	
	(項)特殊学校費	計	12,826,364	14,190,891		1,364,527	9.3%
		国庫	2,896,408	2,908,369		11,961	
県債		43,000	449,000	406,000			
特財		134,375	356,532	222,157			
一財		9,752,581	10,476,990	724,409			
(項)社会教育費	計	2,022,716	4,811,569	2,788,853	3.1%		
	国庫	253,533	246,954	△6,579			
	県債	633,000	2,809,000	2,176,000			
	特財	281,210	954,994	673,784			
	一財	854,973	800,621	△54,352			
(項)保健体育費	計	1,106,607	812,503	△294,104	0.5%		
	国庫	12,175	2,650	△9,525			
	県債	0	0	0			
	特財	195,727	207,322	11,595			
	一財	898,705	602,531	△296,174			
(款)災害復旧費							
(項)教育施設災害復旧費	計	66,374	66,374	0	0.0%		
	国庫	49,314	49,314	0			
	県債	12,000	12,000	0			
	特財	0	0	0			
	一財	5,060	5,060	0			
(款)公債費							
(項)公債費	計	284,936	0	△284,936	0.0%		
	国庫	284,936	0	△284,936			
	県債	0	0	0			
	特財	0	0	0			
	一財	0	0	0			

教育委員会の主な新規事業

(単位:千円)

1	学力向上グレードアップ事業		子どもたちに「確かな学力」を身につけさせ、「豊かな心」と「健やかな体」をはくぐむため、長期的に取り組んできた学力向上対策を充実・発展させ、グレードアップを図る。
	義務教育課	22,063	
	(1)教育活動支援事業		LD(注意欠陥)、ADHD(多動性障害)児のいる学級の中で、正規の授業が困難な学級に対し、教育サポーター配置により、他の児童生徒の教育活動を保障するとともに対象児童生徒の改善を図る。
	義務教育課	19,256	
	(2)沖縄県学力向上対策委員会		学力向上対策の成果と課題を確認し、学力向上対策についての提言を頂き、次なる学力向上対策の方向性を協議し、施策を策定する。
	義務教育課	776	
	(3)中学校の英会話向上宿泊体験学習		各地区から中学生代表を集め、宿泊施設内でのオールイングリッシュの体験活動等を実施することで、英会話能力の向上を図る。
	義務教育課	910	
	(4)読み聞かせサークル支援事業		各幼小中学校で行っている保護者による「読み聞かせサークル」の活動の充実を図るための研修会、実践研究サークルの育成研修会を開催し、読解力等の向上を図る。
	義務教育課	533	
	(5)イマージョン教育事業		英語による他教科の授業実践の推進を図る。
	義務教育課	588	
2	博物館新館資料収集事業費		博物館新館では、常設展の向上・充実を図るほか、特別展や企画展等の開催も実施することから、県外・海外に流出する恐れのある貴重な文化財を、「基金」を活用することにより機会を失することなく収集し、県民への文化財の鑑賞・利用の機会を提供する。
	文化課(博物館)	30,893	
3	養護学校等における医療的ケア体制整備事業		医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の保持増進を図るため、養護学校に看護師を配置するとともに、教育、医療、福祉の連携した体制作りを行い安全な学習環境を整備し、学校教育の条件整備を図る。
	県立学校教育課(特殊教育室)	13,881	
4	全国高校総体誘致・開催事業		平成22年度全国高等学校総合体育大会沖縄県開催の誘致・開催に向けての準備を行う。
	保健体育課	19,496	
5	就職活動支援事業		本県高校生の就職決定率は、全国平均に比べて極めて低い状況にあるため、就業体験の推進による生徒の就職観の育成やジョブアドバイザーの配置による生徒の就職活動の支援をもって、就職決定率の向上を図る。
	県立学校教育課	31,568	
6	次代を担う青少年育成推進事業		郷土の文化と自然に誇りをもち、国際性に富む人材を育成するため、国際交流会、世界遺産を学ぶ集いを隔年ごとに開催する。
	生涯学習振興課	2,401	
7	沖縄県産業教育支援事業		産業教育の振興、発展に寄与する研究等を行う専門高等学校に対し研究事業費を助成する。
	県立学校教育課	3,000	
8	スポーツテスト診断ソフト開発事業		児童生徒の体力向上を図るため、集計ソフトを開発し、新体力テストの結果分析を行い、今後の体力向上施策に反映させる。
	保健体育課	3,200	
9	目指せスペシャリスト事業		文部科学省が「将来のスペシャリスト」の育成に係る実証的資料を得るため研究開発を行う学校を指定し、研究開発を推進する。
	県立学校教育課	4,570	
10	エネルギー教育推進事業		環境教育や資源・エネルギー教育等に係る学習教材の作成、購入、指導方法の工夫、改善等について、工業高校を支援する。
	県立学校教育課	8,000	
	事業計	139,072	

※ 太字は、重点事業。

教育委員会の主な継続事業

(単位:千円)

1 生徒のやる気支援事業(高校・中学校) 県立学校教育課・義務教育課	予算額 前年度 増減額	24,357 26,220 △1,863	不登校等生徒に地域行事やボランティアなどへの積極的参加をコーディネートする「やる気支援コーディネーター」を配置する。
2 特別支援教育コーディネーター養成事業 県立学校教育課(特殊教育室)	予算額 前年度 増減額	2,616 4,975 △2,359	障害のある児童生徒の校内支援体制を図るための「特別支援教育コーディネーター」を養成する。平成17年度は新規に指定する「コーディネーター」を対象に資質の向上を図る。
3 高等学校生徒就学支援センター事業 県立学校教育課	予算額 前年度 増減額	4,055 6,040 △1,985	中途退学等で高等学校を離れようとしている生徒に対し、就学意識や就労意識の高揚を促すための支援を行う。
4 スクール・サポート・ネットワーク整備事業 義務教育課	予算額 前年度 増減額	17,219 23,157 △5,938	不登校児童生徒の支援のため、学校、家庭、関係機関が連携したサポートネットワークの整備を図る。
5 レッツ・トライ・イングリッシュ推進事業 義務教育課	予算額 前年度 増減額	59,278 59,292 △14	小学校における早期英語活動の充実や、地域指定による教科としての英語教育を行い、英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う。また、国の「英語が使える日本人の育成」の戦略構想に基づき、中学校において英語教員に対する研修を行う。
6 夢にチャレンジ社会体験 義務教育課	予算額 前年度 増減額	1,266 1,662 △396	児童生徒の将来の夢を育み、主体的な進路選択ができるようにするため、義務教育段階での社会体験活動、職場体験活動を実施する。
7 外国青年招致事業 県立学校教育課	予算額 前年度 増減額	251,581 245,045 6,536	外国語教育を充実させるため、指導助手として外国青年を招致する。
8 産業教育施設整備事業費(特別装置) 財務課	予算額 前年度 増減額	550,890 645,376 △94,486	高等学校における産業教育のための実験実習等に必要な設備の整備を図る。 主な整備箇所:産業技術教育センター、中部工業、沖縄工業
9 教育用コンピュータ整備事業費(高等学校・特殊学校) 財務課	予算額 前年度 増減額	494,276 468,759 25,517	県立高等学校において、生徒の情報活用能力の育成を図るため、教育用コンピュータ機器等の整備・更新を図る。 高等学校(新規導入:659台、継続:5,528台) 特殊学校(新規導入:104台、継続:866台)
10 県立学校施設整備事業(高等学校・特殊学校) 施設課	予算額 前年度 増減額	6,121,531 5,134,260 987,271	学校の校舎等の施設整備費に要する経費 ・新增改築(校舎・体育館):39,325㎡ ・大規模改造(空調整備):1施設 ・騒音対策(防衛庁):5校
11 人材育成関係事業費(奨学関係、人材育成補助、育英奨学事業) 県立学校教育課	予算額 前年度 増減額	607,371 381,979 225,392	(財)沖縄県国際交流・人材育成財団が行う大学生・高校生への奨学事業や専門高校生国外研修事業等に対する補助金及び貸付金
12 競技力維持・向上対策事業費 保健体育課	予算額 前年度 増減額	248,151 212,822 35,329	各競技団体の育成・強化を図るとともに、国際的に活躍出来るトップアスリートを組織的・計画的に育成し、本県の競技力の向上を図る。また国体等へ本県選手を派遣する。
13 史料編集事業費 文化課	予算額 前年度 増減額	124,849 144,471 △19,622	琉球王国の約500年に及ぶ外交文書である歴代宝案及び沖縄県にかかわるすべての歴史を対象とする体系的な歴史書となる新沖縄県史の編集を進める。
14 博物館新館・美術館建設事業費 文化施設建設室	予算額 前年度 増減額	3,746,784 846,267 2,900,517	博物館新館と地域における芸術文化の拠点となる美術館の複合施設を建設する。
事業計	予算額 前年度 増減額	12,254,224 8,200,325 4,053,899	

平成16年度教育委員会所管の予算状況(2月補正)

2005/2/8

(目的別)

単位:千円

区	分	当初予算額	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比(%)
教育委員会計 (教育費+災害復旧費+公債費)	計	152,300,051	29,706	△220,807	5,263,240	157,372,190	
	国庫	37,328,107		△282,073	569,860	37,615,894	
	県債	2,837,000			100,000	2,937,000	
	特定	8,413,531	17,957		△1,528,000	6,903,488	
	一般	103,721,413	11,749	61,266	6,121,380	109,915,808	

款	目	的	別	計	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比(%)	
教育費				計	151,948,741	29,706	△220,807	4,693,380	156,451,020	99.41%
				国庫	36,993,857		△282,073		36,711,784	
				県債	2,825,000			100,000	2,925,000	
				特定	8,413,531	17,957		△1,528,000	6,903,488	
				一般	103,716,353	11,749	61,266	6,121,380	109,910,748	
教育総務費				計	6,620,243		△74,502	61,259	6,607,000	4.20%
				国庫	232,997				232,997	
				県債						
				特定	1,188,392			△60,000	1,128,392	
				一般	5,198,854		△74,502	121,259	5,245,611	
小学校費				計	48,202,697		324,030	1,612,628	50,139,355	31.86%
				国庫	18,570,796		△25,518		18,545,278	
				県債						
				特定	420,000			△420,000		
				一般	29,211,901		349,548	2,032,628	31,594,077	
中学校費				計	30,839,257		△252,435	888,642	31,475,464	20.00%
				国庫	11,949,912		△255,429		11,694,483	
				県債						
				特定	250,000			△250,000		
				一般	18,639,345		2,994	1,138,642	19,780,981	
高等学校費				計	50,330,857		△282,935	1,701,825	51,749,747	32.88%
				国庫	3,078,036				3,078,036	
				県債	2,149,000				2,149,000	
				特定	5,943,827			△620,000	5,323,827	
				一般	39,159,994		△282,935	2,321,825	41,198,884	
特殊学校費				計	12,826,364		65,035	429,026	13,320,425	8.46%
				国庫	2,896,408		△1,126		2,895,282	
				県債	43,000			△28,000	15,000	
				特定	134,375			△50,000	84,375	
				一般	9,752,581		66,161	507,026	10,325,768	
社会教育費				計	2,022,716	29,706			2,052,422	1.30%
				国庫	253,533				253,533	
				県債	633,000			128,000	761,000	
				特定	281,210	17,957		△128,000	171,167	
				一般	854,973	11,749			866,722	
保健体育費				計	1,106,607				1,106,607	0.70%
				国庫	12,175				12,175	
				県債						
				特定	195,727				195,727	
				一般	898,705				898,705	

款	災害復旧費	計	66,374				66,374	0.04%
		国庫	49,314				49,314	
		県債	12,000				12,000	
		特定						
		一般	5,060				5,060	

款	公債費	計	284,936			569,860	854,796	0.54%
		国庫	284,936			569,860	854,796	
		県債						
		特定						
		一般						

平成16年度教育委員会所管の予算状況(2月補正)

(性質別)

単位:千円

		当初予算額	9月補正額	12月補正額	2月補正額	改予算額	構成比 (%)
人件費	計	134,728,224		△220,807	4,693,380	139,200,797	88.45%
	国庫債	33,312,383		△282,073		33,030,310	
	県債	1,790,980			△1,400,000	390,980	
	特定一般	99,624,861		61,266	6,093,380	105,779,507	
扶助費	計	240,756				240,756	0.15%
	国庫債	119,171				119,171	
	県債						
	特定一般	121,585				121,585	
公債費	計	284,936			569,860	854,796	0.54%
	国庫債	284,936			569,860	854,796	
	県債						
	特定一般						
投資的経費	計	8,008,857	11,749			8,020,606	5.10%
	国庫債	3,278,207				3,278,207	
	県債	2,837,000			100,000	2,937,000	
	特定一般	1,472,077			△128,000	1,344,077	
1. 普通建設事業費	計	7,842,777	11,749		28,000	7,882,526	4.99%
	国庫債	3,129,187				3,129,187	
	県債	2,825,000			100,000	2,925,000	
	特定一般	1,472,077			△128,000	1,344,077	
7. 補助事業	計	4,704,842			28,000	4,732,842	2.99%
	国庫債	3,129,187				3,129,187	
	県債	1,114,000			△13,000	1,101,000	
	特定一般	360,633			13,000	373,633	
4. 単独事業	計	3,137,935	11,749			3,149,684	2.00%
	国庫債	1,711,000				1,711,000	
	県債	1,111,444			113,000	1,224,444	
	特定一般	315,491	11,749		△128,000	199,240	
2. 災害復旧事業	計	66,374				66,374	0.04%
	国庫債	49,314				49,314	
	県債	12,000				12,000	
	特定一般	5,060				5,060	
3. 受託事業費	計	99,706				99,706	0.06%
	国庫債	99,706				99,706	
	県債						
	特定一般						
物件費	計	7,680,867	17,957			7,698,824	4.89%
	国庫債	305,890				305,890	
	県債	4,771,826	17,957			4,789,783	
	特定一般	2,603,151				2,603,151	
維持補修費	計	275,840				275,840	0.18%
	国庫債						
	県債	198,784				198,784	
	特定一般	77,056				77,056	
補助費等	計	910,048				910,048	0.58%
	国庫債	25,324				25,324	
	県債	91,537				91,537	
	特定一般	793,187				793,187	
貸付金	計	170,523				170,523	0.11%
	国庫債	2,196				2,196	
	県債	88,327				88,327	
	特定一般	80,000				80,000	
投資及び出資金	計						0.00%
	国庫債						
	県債						
	特定一般						
合計	計	152,300,051	29,706	△220,807	5,263,240	157,372,190	
	国庫債	37,328,107		△282,073	569,860	37,615,894	
	県債	2,837,000			100,000	2,937,000	
	特定一般	8,413,531	17,957		△1,528,000	6,903,488	
		103,721,413	11,749	61,266	6,121,380	109,915,808	

平成16年度2月補正予算事項別概要

	既決予算額	補正額	改予算額	補正事業名・理由・金額
教育委員会計 <small>(款)教育費+(款)災害復旧費+(款)公債費</small>	152,108,950	5,263,240	157,372,190	

(款)教育費	既決予算額	補正額	改予算額	
	151,757,640	4,693,380	156,451,020	

(項)教育総務費 (目)事務局費 (事項)職員給与費	3,956,468	61,259	4,017,727	(事業)職員給与費 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 61,259千円 (退職手当)
(項)小学校費 (目)教職員費 (事項)教職員給与費	48,312,094	1,612,628	49,924,722	(事業)公立小学校教職員給与費 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 1,612,628千円 (退職手当)
(項)中学校費 (目)教職員費 (事項)教職員給与費	30,319,450	888,642	31,208,092	(事業)公立中学校教職員給与費 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 888,642千円 (退職手当)
(項)高等学校費 (目)高等学校総務費 (事項)教職員給与費	39,502,950	1,701,825	41,204,775	(事業)高等学校教職員給与費(単独事業) 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 1,701,825千円 (退職手当)
(項)特殊学校費 (目)盲ろう学校費 (事項)教職員給与費	1,282,543	25,227	1,307,770	(事業)盲ろう学校教職員給与費 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 25,227千円 (退職手当)
(項)特殊学校費 (目)養護学校費 (事項)教職員給与費	10,523,902	403,799	10,927,701	(事業)養護学校教職員給与費 定年・勸奨退職手当年間所要額の補正 職員手当： 403,799千円 (退職手当)
(事項)施設整備費	121,596	0	121,596	財源振替 県債 一般財源 施設整備補助事業費(文部一般) △13,000千円 13,000千円 施設整備補助事業費(文部一般・超過負担) △15,000千円 15,000千円
(項)社会教育費 (目)文化財保護費 (事項)文化施設建設費	913,897	0	913,897	(事業)博物館新館・美術館建設事業費 財源振替 県債 その他特財 128,000千円 △128,000千円
合計	134,932,900	4,693,380	139,626,280	

(款)災害復旧費	既決予算額	補正額	改予算額	
	66,374	0	66,374	

(款)公債費	既決予算額	補正額	改予算額	(事業)元金償還金(施設課NTT分)
(事項)元金償還金(教育委員会)	284,936	569,860	854,796	償還金 569,860千円

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、意義ありません。

教県 第 20653 号
平成17年 2月 2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する
条例（案）

平成17年2月議会（定例会）

教育庁県立学校教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校の職員定数、県立盲学校、ろう学校及び養護学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員定数を改める。(第2条関係)
- (2) 施行日は、平成17年4月1日とする。(附則)

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項
- (2) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)
- (3) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表（様式2-4）
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条中「4,673人」を「4,625人」に、「1,560人」を「1,566人」に、「9,251人」を「9,336人」に、「15,484人」を「15,527人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年2月15日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を変更するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県学校職員定数条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,625人</u></p> <p>(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校 <u>1,566人</u></p> <p>(3) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,336人</u></p> <p>合計 <u>15,527人</u></p>	<p>(職員定数) 第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,673人</u></p> <p>(2) 県立盲学校、ろう学校及び養護学校 <u>1,560人</u></p> <p>(3) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,251人</u></p> <p>合計 <u>15,484人</u></p>

(注) 対照箇所にあるアンダーラインを引くこと。

平成17年度児童・生徒数（見込み）

沖縄県教育委員会

校種	平成16年度	平成17年度	増減	備考
公立小学校	102,229	101,727	△ 502	
公立中学校	50,887	50,572	△ 315	
県立特殊教育諸学校	1,768	1,792	24	
県立高等学校	52,012	51,682	△ 330	
計	206,896	205,773	△1,123	

※平成16年度の児童生徒数は平成16年5月1日現在の調査による。
 ※平成17年度の児童生徒数は平成17年5月1日現在の見込みである。

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例案」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例案」に対する意見

「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例案」については、異議ありません。



教 保 第 1878 号

平成 17 年 1 月 21 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 稲嶺 恵



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」について貴委員会の意見を求めます。



**沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び
管理に関する条例（案）**

平成17年2月議会（定例会）

教育庁保健体育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例

2 制定の経緯及び必要性

従来、公の施設を管理受託する者は、地方自治法により公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定されていた（管理委託制度）が、当該法の改正により管理の受託主体に係る制限等が緩和され、指定管理者制度が導入された。

地方自治法の改正を踏まえ、奥武山総合運動場内における体育施設の管理運営について、指定管理者制度を導入するため、条例を制定する必要がある。

3 制定案の概要

従来、奥武山総合運動場に関しては、その設置については「沖縄県立教育機関設置条例」に、その使用料については「沖縄県立教育機関使用料徴収条例」にそれぞれ定められている。

これらを一つの条例にまとめるとともに、指定管理者制度の導入について必要な条項を設ける。

- (1) 条例の趣旨について定める。（第1条）
- (2) 奥武山総合運動場と各体育施設の設置について定める。（第2条）
- (3) 奥武山総合運動場の各体育施設は、指定管理者が管理を行うことを明示するとともに指定管理者の業務範囲及び指定の手続き等について定める。（第3条から第7条）
- (4) 奥武山総合運動場の休場日等について定める。（第8及び第9条）
- (5) 利用の許可やその取り消し等について定める。指定管理者制度の下では、指定管理者が許可を行うことができる。（第10条から第12条）
- (6) 利用者の原状回復義務について定める（第13条）。

- (7) 利用料金について定める。指定管理者の自主的な経営努力の発揮を促すため利用料金制を採用する。(第14条から第16条)
- (8) 利用者の賠償責任について定める。(第17条)
- (9) 指定管理者の事業報告義務について定める。(第18条)
- (10) その他必要な事項は教育委員会規則へ委任することを定める。(第19条)

4 根拠法令

地方自治法第244条の2第3項

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参照条文
- (2) その他参考となる資料(主務官庁からの準則、通知を含む。)

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、奥武山総合運動場の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。

2 奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地
奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地
奥武山野球場	那覇市奥武山町42番地の1
奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1
奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地
武道館	那覇市奥武山町52番地
奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター	那覇市奥武山町44番地の1
糸満球技場	糸満市西崎一丁目1番2号
ライフル射撃場	大里村字大里1329番地

(体育施設の管理)

第3条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (3) 体育施設の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定の申請）

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の指定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に体育施設の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奥武山総合運動場の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

（指定管理者の指定等の告示）

第7条 教育委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休場日)

第8条 体育施設（奥武山水泳プールを除く。）の休場日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期休場日 火曜日
- (2) 年始休場日 1月1日から1月4日まで
- (3) 年末休場日 12月28日から12月31日まで

2 奥武山水泳プールの利用期間は、4月15日から9月30日までとし、休場日は、火曜日とする。

3 第1項第1号及び第2項に規定する休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条で規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休場日でない日を休場日とする。

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(開場時間)

第9条 体育施設の開場時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開場時間を変更することができる。

(利用の許可)

第10条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は前条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 教育委員会は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第16条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償等)

第17条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、教育委員会規則で定めるところにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(教育委員会規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、施設等の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(沖縄県立教育機関設置条例の一部改正)

2 沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育機関の設置について」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

第8条を削る。

第9条ただし書を削り、同条を第8条とする。

第10条を削り、第11条を第9条とする。

(沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部改正)

3 沖縄県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に改める。

別表第3を削る。

(準備行為)

4 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条及び第6条の規定の例により行うことができる。

別表第1 (第9条関係)

施設名	開場時間
奥武山陸上競技場 武道館 奥武山弓道場 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター ライフル射撃場	午前9時から午後9時まで
奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで
奥武山野球場	午前7時から午後6時30分まで(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分から午後7時まで)
奥武山庭球場	午前7時から午後9時まで(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分から午後9時まで)
奥武山水泳プール	4月15日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで

備考 奥武山野球場及び奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時より利用を許可することができる。

別表第2 (第14条関係)

1 奥武山陸上競技場

(1) 専用利用の利用料金

区分			基準額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,620円	2,620円	5,250円	780円
		一般・学生	5,250円	5,250円	10,500円	1,570円
入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			
同上の練習のために専用する場合			アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間区分に応じた基準額の2分の1の額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,500円	10,500円	21,000円	3,150円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額			

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円

団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円
	一般・学生	1人1回につき60円

(3) 施設設備の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
屋外照明（専用利用の場合）	児童・全点灯	1時間につき1,260円		
	生徒・2分の1点灯	1時間につき630円		
	一般・全点灯	1時間につき2,520円		
	学生・2分の1点灯	1時間につき1,260円		

(4) 用具の利用料金

種 類	基 準 額	種 類	基 準 額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

2 奥武山補助競技場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

3 奥武山野球場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
野球の試合に専用する場合	入場料を徴収する場合	プロ野球以外 の試合の場合	入場料500円 未満の場合	1試合につき4,200円
			入場料500円 以上の場合	入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料（税込）の200人分を加算して得た額
		プロ野球の試合の場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場

		料(税込)の200人分を加算して得た額			
入場料を徴収しない 場合	児童・生徒	1試合につき1,050円			
	一般・学生	1試合につき1,570円			
野球の練習に専 用する場合	プロ野球チー ム以外の場合	児童・生徒	2時間につき840円		
		一般・学生	2時間につき1,050円		
	プロ野球チームの場合		12,600円	12,600円	25,200円

(2) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
スコアボード	1試合につき520円			

4 奥武山庭球場

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
入場料を徴収しない 場合	児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
	一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額 (1面につき)	
	9時～17時	時間外(1時間につき)
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	380円

(3) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	630円	630円	1,260円	310円
会議室	260円	260円	520円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

5 奥武山水泳プール

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき840円
	50メートルプール	1時間につき1,780円

	飛び込みプール	1時間につき1,780円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料(税込み)の100人分
	飛び込みプール	最高入場料(税込み)の100人分

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区 分		基 準 額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき50円	回数券(11枚)500円
	一般・学生	1人2時間につき100円	回数券(11枚)1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の9を乗じて得た額	
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の8を乗じて得た額	
	200人以上の場合	1人につき個人利用の基準額に10分の7を乗じて得た額	

(3) 施設設備の利用料金

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
会議室	520円	520円	1,050円	520円

6 武道館

(1) 専用利用の利用料金

ア アリーナ棟

区 分			基 準 額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	14,470円	14,470円	28,950円	3,970円
		一般・学生	17,660円	17,660円	35,320円	4,850円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	24,020円	24,020円	48,040円	6,600円
		営利を目的とする場合	99,450円	99,450円	198,910円	27,340円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額			

備考 利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。

イ 錬成道場棟

区 分				基 準 額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチ	入場料	児童・	錬成道場(各階ごと)	3,930円	3,930円	7,870円	1,080円

ユアスポーツ等の催物に専用する場合	を徴収しない場合	生徒	トレーニングルーム	3,420円	3,420円	6,840円	940円
			相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
	一般・学生		錬成道場(各階ごと)	4,990円	4,990円	9,990円	1,370円
			トレーニングルーム	5,200円	5,200円	10,410円	1,420円
			相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場(各階ごと)	6,130円	6,130円	12,260円	3,370円
		営利を目的とする場合	錬成道場(各階ごと)	25,500円	25,500円	51,000円	7,000円
	入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料(税込)の20人分を加算して得た額			

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額	
児童・生徒	4時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	4時間につき160円	回数券(11枚)1,600円

(3) 施設設備の利用料金

ア アリーナ棟

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
大型映像装置	11,890円	11,890円	23,790円	3,260円
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
場内音響装置	10,840円	10,840円	21,690円	2,980円
役員室	310円	310円	630円	100円
控室	310円	310円	630円	100円

イ 錬成道場棟

種 類	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
会議室	560円	560円	1,130円	160円
研修室	560円	560円	1,130円	160円
修養室	310円	310円	630円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	630円	100円

(4) 用具の利用料金

種 類	基準額(1回につき)	種 類	基準額(1回につき)
電光表示装置一式	520円	卓球台一式	100円

ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円
移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

(5) 冷房利用料金（専用利用の場合）

ア アリーナ棟

区 分	基 準 額(1時間につき)
アリーナ	11,670円
役員室	100円
控室	100円

イ 錬成道場棟

区 分	基 準 額(1時間につき)
錬成道場（各階ごと）	1,680円
トレーニングルーム	530円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

7 奥武山弓道場

(1) 専用利用の利用料金

区 分		基 準 額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1,570円	1,570円	3,150円	2,100円
	一般・学生	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	50円	50円	75円
一般・学生	100円	100円	150円

8 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額					
	9時 ～ 12時30分	13時 ～ 17時	17時30分 ～ 20時30分	9時 ～ 17時	13時 ～ 20時30分	9時 ～ 20時30分
大体育室	3,150円	4,200円	5,250円	7,350円	9,450円	12,600円
小体育室	1,570円	2,100円	2,620円	3,670円	4,720円	6,300円

研修室		420円	420円	520円	840円	940円	1,360円
卓球台 (1台)	児童・生徒	290円	290円	350円			
	一般・学生	350円	350円	480円			

備考 体育室の利用について、その面積が2分の1以下の利用をする場合の基準額は、この表に掲げるそれぞれの額の2分の1とする。

(2) 個人練習の利用料金

区 分		基 準 額		
		9時～12時30分	13時～17時	17時30分～20時30分
体育室	児童・生徒	50円	50円	100円
	回数券(11枚)	500円	500円	1,000円
	一般・学生	170円	170円	240円
	回数券(11枚)	1,700円	1,700円	2,400円
トレーニング グループ	児童・生徒	150円	150円	200円
	回数券(11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
	一般・学生	150円	150円	200円
	回数券(11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
宿泊室	児童・生徒	1人1泊260円		
	一般・学生	1人1泊520円		

9 糸満球技場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

(2) 個人及び団体練習の利用料金

区 分	基 準 額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の基準額に準じた額

(3) 施設設備の利用料金

区 分	基 準 額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
会議室	260円	260円	520円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

10 ライフル射撃場

(1) 専用利用の利用料金

区 分	基 準 額
-----	-------

入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,350円
	一般・学生	4時間につき16,700円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該基準額に、最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額

(2) 個人練習の利用料金

区 分	基 準 額		
児童・生徒	2時間につき150円	回数券（11枚）1,500円	定期券（1年）7,500円
一般・学生	2時間につき300円	回数券（11枚）3,000円	定期券（1年）15,000円

備考

- 1 「時間外」とは、9時前と17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 「児童・生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者をいう。

平成17年2月15日提出

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

理 由

奥武山総合運動場の管理を指定管理者に行わせるため、条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立教育機関設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、教育機関の設置について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（職員）</p> <p>第8条 第2条、第3条、第5条及び第6条の2から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。</p>	<p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、教育機関の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（体育施設）</p> <p>第8条 体育に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の体位向上と文化の発展を図るため、奥武山総合運動場を次のとおり設置する。</p> <p>表省略</p> <p>（職員）</p> <p>第9条 第2条、第3条、第5条及び第6条の2から前条までの教育機関に事務職員その他の所要の職員を置く。ただし、前条に規定する奥武山総合運動場については、次条第1項の規定により、管理を委託し、職員を派遣した場合は、この限りでない。</p> <p>（管理の委託）</p> <p>第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、第8条に規定する奥武山総合運動場の管理を民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づく公益法</p>

沖縄県立教育機関設置条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(教育委員会規則への委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p><u>人で教育委員会規則で定めるものに委託することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により委託した場合は、委託料を支払うものとする。</p> <p>(教育委員会規則への委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

沖縄県立教育機関使用料徴収条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を使用する者から、別表第1又は別表第2に定める額の使用料を徴収する。 別表第3を削る。</p>	<p>(使用料の徴収) 第2条 教育委員会は、教育機関の施設を使用する者から、別表第1から別表第3までに定める額の使用料を徴収する。 別表第3 (体育施設の使用料) (第2条関係) 表省略</p>